

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

特記仕様書

第 1 条 業務概要

本業務は、徳島小松島港海岸(港口地区)における防潮堤の老朽化に伴う補修に対する防潮堤の詳細設計を実施するものである。

第 2 条 業務内容

2.1 設計業務

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行の基本方針を決定する。また、人員配置、工程計画立案等により全体作業の円滑な遂行を図るための方策を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

既存施設の配置、利用状況及び支障物件の有無等を調査し把握する。

(3) 資料収集整理

防潮堤設計に必要な地質調査成果、地震波形、施設計画上の津波高等の資料を収集整理する。地質調査成果は、過年度成果報告書あるいは発注者より貸与されたものを用いる。

(4) 標準断面検討

標準断面検討においては、港湾台帳に示す断面区分毎に代表断面を設定し、永続状態及び変動状態の安定照査に基づく構造規模設定を行う。拡幅による補修計画を想定しているため、構造形式の比較検討が必要な構造形式、構造規模等の場合には変更契約の対象とする。

安定性照査における地震動は、徳島小松島港のレベル 1 地震動（国土交通省）として、構造形式に対応した設計水平震度の算定を行う。また地質調査結果によってはレベル 2 地震動に対する検討も行う（有限要素法による時刻歴応答解析を想定）。

標準断面検討は、3 断面（港口地区の整理番号 31 右 1、31 右 2、32）を想定しているが、検討断面数に変更が生じる場合には変更契約の対象とする。

(5) 細部設計

防潮堤の平面(法線)・縦横断計画を検討し設定するとともに、取付部、排水工等の詳細設計を行う。

(6) 施工計画

構造型式及び周辺施設の状況を踏まえ、施工の方法、手順、工程等の検討を行い、施工計画を立案する。

(7) 設計図面作成

工事発注に必要な設計図面を作成する。

(8) 数量計算

工事発注に必要な数量計算書を作成する。

(9) 防潮堤補修・修繕設計

既存防潮堤の老朽化補修に必要な調査・設計・施工計画・数量計算を行う。

(10)照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を、業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、計画・設計作業終了後、全ての内容について照査し、照査報告書に取りまとめる。

(10)報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、設計条件、使用した基準、構造決定の根拠・経緯や結論を取りまとめた報告書を作成する。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体：A4 チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)